

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 6 年 1 月 22 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

郵便番号 060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課調整係（電話 011-211-2296）

2 入札に付する事項

(1) 借入物品の名称

個人番号カード等の券面記載事項変更用システム一式借受け

(2) 借入物品の仕様等

仕様書による。

(3) 納入期限

令和 6 年 2 月 29 日

(4) 借入期間

令和 6 年 3 月 1 日から令和 11 年 2 月 28 日までとする。

ただし、本調達は、地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

(5) 納入場所

	所在	電話番号	数量
札幌市中央区役所	〒060-8612 札幌市中央区大通西 2 丁目	011-205-3238	2 セット
札幌市北区役所	〒001-8612 札幌市北区北 24 条西 6 丁目 1-1	011-757-2412	2 セット
札幌市東区役所	〒065-8612 札幌市東区北 11 条東 7 丁目 1-1	011-741-2449	2 セット
札幌市白石区役所	〒003-8612 札幌市白石区南郷通 1 丁目南 8-1	011-861-2432	2 セット
札幌市厚別区役所	〒004-8612 札幌市厚別区厚別中央 1 条 5 丁目 3-2	011-895-2452	1 セット
札幌市豊平区役所	〒062-8612 札幌市豊平区平岸 6 条 10 丁目 1-1	011-822-2441	2 セット
札幌市清田区役所	〒004-8613 札幌市清田区平岡 1 条 1 丁目 2-1	011-889-2030	1 セット
札幌市南区役所	〒005-8612 札幌市南区真駒内幸町 2 丁目 2-1	011-582-4728	1 セット
札幌市西区役所	〒063-8612 札幌市西区琴似 2 条 7 丁目 1-1	011-641-6936	2 セット
札幌市手稲区役所	〒006-8612 札幌市手稲区前田 1 条 11 丁目 1-10	011-681-2451	1 セット
札幌市マイナンバ ーカードセンター	札幌市中央区北 3 条西 3 丁目 1-6 小暮ビル 1 階	011-211-2296	2 セット

(6) 入札方法

月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望月額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「物品賃貸業」に登録されているものであること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記1に同じ
- (2) 入札書の受領期限
令和6年1月29日（月）14時00分（送付の場合は必着）
- (3) 開札の日時及び場所
入札終了後直ちに下記の場所にて行う。
札幌市デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課事務室
（札幌市中央区北1条西2丁目 2階北）
- (4) 入札書の提出方法
別紙1の様式にて作成し、上記の指定日時及び場所まで、原則として送付により提出すること。ただし、開札場所への持参も可とする。

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 最低制限価格の設定 無
- (6) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。